

令和 7 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 付議案件について 1
 - 1. 陳情第 1 2 号・八代市議会陳情書取扱基準の見直しについて 2
-

令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金曜日）

議会運営委員会会議録

令和7年12月12日 金曜日

午後3時15分開議

午後3時24分開議（実時間9分）

○本日の会議に付した案件

1. 付議案件について

1. 陳情第12号・八代市議会陳情書取扱基準の見直しについて

○本日の会議に出席した者

| | |
|------|-------|
| 副委員長 | 田方芳信君 |
| 委員 | 大倉裕一君 |
| 委員 | 北園武広君 |
| 委員 | 谷口徹君 |
| 委員 | 橋本幸一君 |
| 委員 | 深田浩介君 |
| 委員 | 村川清則君 |
| 委員 | 山本敬晃君 |
| 議長 | 高山正夫君 |

※欠席委員 成松由紀夫君
山本幸廣君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市長公室

人事課長 田中博之君

○記録担当書記 松崎広平君
荒木朋美君

（午後3時15分 開会）

○副委員長（田方芳信君） 改めまして、皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あ

り）定足数に達しましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会に付託します案件は、タブレット端末のレジュメのとおりであります。

◎付議案件について

○副委員長（田方芳信君） それでは、当委員会に付託となりました議案第132号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（田中博之君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の田中でございます。

それでは、八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

恐れ入ります、着座にて失礼いたします。

議案書のほうは1ページでございます。説明は、右肩に議案第132号関係資料と記載されております資料に基づき説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、市議会議員の期末手当の支給月数を改定するために必要な条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要を説明させていただきます。期末手当の年間支給月数を現行の3.45月分から3.50月分へ0.05月分引き上げるものでございます。引上げは、令和7年度におきましては12月期の期末手当から行い、支給月数は1.725月から1.775月へと改正条例の第1条において規定しております。令和8年度以降におきましては、6月期と12月期が均等になりますよう、支給月数をそれぞれ1.75月とし、改正条例の第2条にて規定してお

ります。

最後に、施行期日でございますが、2段階に設定しております。まず、第1条に規定しております令和7年度の12月期に支給する期末手当については、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用することとしております。また、第2条に規定しております令和8年度以降に支給する期末手当については、令和8年4月1日からの施行としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○副委員長（田方芳信君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 影響額といいますか、個人の影響額、一人一人の議員の、例えば議員では幾ら上がるのかというところ。

○人事課長（田中博之君） 現在の条例で制定しております議員それぞれの報酬がございまして、議員が43万1000円が規定されておりますが、それに現行が3.45月、それが3.50月に上がるものと規定しております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） それを金額にすると幾らになりますか。

○人事課長（田中博之君） 議長から申し上げますと2万9000円程度、副議長を申し上げますと2万6400円程度、議員が2万4700円程度の引上げというふうになっております。全体としましては69万円程度の引上げというふうになっております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 過去にもいろいろ、民間との格差というような話をしたことがあるんですが、八代はそういった組織がないということで調査はできておりませんというような答弁を過去にもずっと聞いてきたんですけど、今回もやっぱり同じような状況でしょうか。熊本県とか、そういったところの参考の話ができれば

お願いできればと思いますが。

○人事課長（田中博之君） 人事委員会を設置しております規定がございまして、熊本県の場合は、熊本県と、あと指定都市である熊本市のほうは人事委員会のほうを設置しております。県内では熊本県の人事委員会の勧告では、職員給与が民間の給与と比べまして1万3048円格差があるというふうに勧告が出ております。

以上でございます。

○副委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第132号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○副委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は退出ください。

（執行部 退室）

◎陳情第12号・八代市議会陳情書取扱基準の見直しについて

○副委員長（田方芳信君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっておりますのは継続審査の陳情1件です。

それでは、陳情第12号・八代市議会陳情書取扱基準の見直しについてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、本陳情について意見等はありませんか。

○委員（深田浩介君） 継続でお願いします。
今回ですね、議運で来月、この陳情に関しての視察に行くので、その後に結果を出してもいいんじゃないかなと思います。

○副委員長（田方芳信君） ほかありませんか。

○委員（村川清則君） この間も述べたんですが、前期の議運で決定された案件でもありません。まだそれから日も浅うございまして、まだ問題になるような事案も発生してないと認識もしております。ただ、9月定例会も遅かったものですから、そして12月定例会までちょっと期間も短かったですし、また、決算審査もあつたことから、十分な調査とか審査ができてない状況ですので、先ほどあつたように、視察でも研修してきて、それからやれたらと思っております。再度、継続でお願いできればと思います。

○副委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第12号・八代市議会陳情書取扱基準の見直しについては、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○副委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田方芳信君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を散会いたします。

（午後3時24分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年12月12日

議会運営委員会

副委員長